

随意契約結果書

業 務 の 名 称	広幅カラープリンタ賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局 雲仙復興事務所長 田村 圭 司 長崎県島原市南下川尻町7-4
契 約 年 月 日	平成23年4月1日
契 約 業 者 名	株式会社島原九州教具
契 約 業 者 の 住 所	長崎県島原市大下町丙1173番地1
契 約 金 額	71,925.- (月額:税込み)
予 定 価 格	非公開
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	71,925 (月額) × 12ヶ月 = 863,100円

随意契約理由書

1. 件名 : 広幅カラープリンタ賃貸借
2. 履行場所 : 長崎県島原市南下川尻町7番地4
3. 随意契約の相手方 : 名称 (株) 島原九州教具
住所 島原市大下町丙1-173-1
電話 0957-63-0573
FAX 0957-63-5625
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - (1) 当業務の目的
本件は、本事務所がおこなう事業に使用する書類を効率的に作成するため、広幅カラープリンタを導入することを目的とする。
 - (2) 当業務の内容
本件は、上記目的のために、現在賃借中の広幅カラープリンタを引き続き賃貸借及び保守するための契約をおこなうものである。
 - (3) 随意契約に付する理由
今回契約予定の機器は、平成20年4月1日より3年間の賃貸借期間を前提として、月額料金を算定し、平成20年度に一般競争で契約を行った(株)島原九州教具と各年度毎に賃貸借契約を結んでいるものである。
上記の期間は平成23年度3月31日までとなっているが、当該機器は十分使用でき、業務遂行上も必要不可欠なものである。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、当該機器の貸し主である(株)島原九州教具と22年度も随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

雲仙復興事務所 経理課長